

国官会第491号  
平成26年6月16日

航空局長 殿

大臣官房会計課長  
(公印省略)

### 「工事標準請負契約書について」の一部改正について

今般、建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年6月16日付け国官会第489号、国土建第42号)のとおり行うこととしたところである。

これを踏まえ、今般、「工事標準請負契約書の制定について」(平成8年3月1日付け官会第261号)の一部を下記のとおり改正し、平成26年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

(別添) 工事請負契約書第7条の次に次の条を加える。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以

下この条において同じ。) の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。
  - 3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第52条の見出し中「違約金等」を「制裁金等」に改め、同条中「受注者の納付すべき」の次に「制裁金、」を加え、同条第2項の「割合」の次に「で計算した額」を加える。

## 附 則

この通達は、平成26年8月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。

以 上

国官会第491号  
平成26年6月16日

港湾局長 殿

大臣官房会計課長  
(公印省略)

### 「工事標準請負契約書について」の一部改正について

今般、建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年6月16日付け国官会第489号、国土建第42号)のとおり行うこととしたところである。

これを踏まえ、今般、「工事標準請負契約書の制定について」(平成8年3月1日付け官会第261号)の一部を下記のとおり改正し、平成26年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

(別添) 工事請負契約書第7条の次に次の条を加える。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以

下この条において同じ。) の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。
  - 3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第52条の見出し中「違約金等」を「制裁金等」に改め、同条中「受注者の納付すべき」の次に「制裁金、」を加え、同条第2項の「割合」の次に「で計算した額」を加える。

## 附 則

この通達は、平成26年8月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。

以 上